



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 日邦産業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大塚 眞治
 (J A S D A Q ・ コード 9 9 1 3)
 問合せ先 執行役員 CSR 統括部長 三上 仙智
 (TEL . 0 5 8 7 - 9 8 - 1 2 2 7)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成27年6月24日開催予定の当社第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役として有用な人材を確保するため、今般の会社法改正を受け、社外取締役に限らず業務執行取締役等を除く取締役と責任限定契約の締結ができるよう変更するものです。なお、本規定変更を本株主総会に議案として提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

監査役として有用な人材を確保するため、今般の会社法改正を受け、社外監査役に限らず全監査役と責任限定契約の締結ができるよう変更するものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第25条 (条文省略)	第1条～第25条 (現行通り)
第25条の2 (条文省略)	第25条の2 (現行通り)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第26条～第34条 (条文省略)	第26条～第34条 (現行通り)
第34条の2 (条文省略)	第34条の2 (現行通り)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第35条～第38条 (条文省略)	第35条～第38条 (現行通り)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月24日(火曜日)

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月24日(火曜日)

以 上